

国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院運営規則を次のとおり制定する。

## 国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院運営規則

平成22年4月1日

22農規則第 号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第4条第6項及び国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程第14条の規定に基づき、農学研究院の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(農学研究院長)

第2条 農学研究院長（以下「研究院長」という。）は、農学研究院の業務を掌理する。

- 2 研究院長候補資格者は、農学研究院に所属する教授とする。
- 3 組織運営規則第4条第5項に規定する研究院長候補者は、農学研究院教授会において選考する。
- 4 研究院長候補者の選考について必要な事項は、別に定める。

(農学研究院副院長)

第3条 農学研究院副院長（以下「副院長」という。）は、研究院長を補佐し、研究院長に事故があるときは、その職務を行う。

- 2 副院長を1名置き、農学研究院の教育研究評議員をもって充てる。

(部門及び部門長)

第4条 農学研究院に置く部門の長（以下「部門長」という。）は、研究院長の下で部門を掌理する。

- 2 部門長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 その他部門及び部門長について必要な事項は、別に定める。

(研究分野)

第5条 前条の部門に研究分野を置く。

- 2 研究分野について必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第6条 農学研究院に置く農学研究院運営委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 中期計画及び年度計画の実施に関する事項
- 二 研究に係る中期目標、中期計画、自己点検評価（業績評価項目の策定、自己評価の実施）及び外部評価に関する事項

三 農学研究院の規則、規程等の制定及び改廃に関する事項

四 農学研究院の教員配置に関する事項

五 その他研究院長が必要と認めた事項

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 研究院長

二 副院長

三 農学府副府長

四 部門長

五 国立大学法人東京農工大学組織運営規則第11条に規定する農学部附属施設の長

六 府中地区総務チームリーダー

七 その他研究院長が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、研究院長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ開くことができない。

6 委員会の議事は、別に定めのある事項を除き、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

7 委員会は必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

8 その他委員会について必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第7条 農学研究院に置く農学研究院教授会（以下「教授会」という。）は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 農学研究院の研究に係る重要事項

二 教育研究評議会から委任された事項

三 部門及び研究分野の設置改廃に関する事項

四 外部資金の受け入れに関する事項

五 研究交流に関する事項

六 その他研究院長が必要と認めた事項

2 前項第2号の取扱いについて、必要な事項は、別に定める。

3 教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 研究院長

二 副院長

三 農学研究院を構成する教授、准教授、専任講師及び助教

四 その他研究院長が必要と認めた者

4 教授会に議長を置き、研究院長をもって充てる。

5 議長は、教授会を主宰する。

6 教授会は、その構成員（休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ開くこ

とができない。

7 教授会の議事は、別に定めのある事項を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 教授会議事要旨は、教授会の承認を求めなければならない。

9 その他教授会について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 農学研究院の事務は、府中地区総務チームにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、農学研究院の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年4月1日付けで研究院長となる者は農学府長をもって充て、任期は平成23年3月31日までとする。